

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 中国財務局 |
| 【提出日】 | 平成29年8月28日 |
| 【会社名】 | 大黒天物産株式会社 |
| 【英訳名】 | DAIKOKUTENBUSSAN CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 大賀 昭司 |
| 【本店の所在の場所】 | 岡山県倉敷市堀南704番地の5 |
| 【電話番号】 | 086(435)1100 |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役経営企画室長 川田 知博 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 岡山県倉敷市堀南704番地の5 |
| 【電話番号】 | 086(435)1100 |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役経営企画室長 川田 知博 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成29年8月23日開催の当社第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年8月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業拡大に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、条文の整備を行うものである。

業務執行取締役等でない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第27条(取締役との責任限定契約)及び第36条(監査役との責任限定契約)を新設するものである。

上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものである。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、大賀昭司、菊池和裕、川田知博、大賀昌彦、大村昌史及び野田尚紀を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、武藤章人を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、桑原一成を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|---------|--------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 126,569 | 487 | 6 | (注)1 | 可決 (97.58%) |
| 第2号議案 | 126,860 | 196 | 6 | (注)2 | 可決 (97.80%) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 大賀 昭司 | 113,113 | 13,943 | 6 | (注)3 | 可決 (87.20%) |
| 菊池 和裕 | 126,090 | 966 | 6 | | 可決 (97.21%) |
| 川田 知博 | 126,090 | 966 | 6 | | 可決 (97.21%) |
| 大賀 昌彦 | 126,088 | 968 | 6 | | 可決 (97.21%) |
| 大村 昌史 | 125,760 | 1,296 | 6 | | 可決 (96.95%) |
| 野田 尚紀 | 121,230 | 5,826 | 6 | | 可決 (93.46%) |
| 第4号議案 | 125,957 | 1,099 | 6 | (注)3 | 可決 (97.11%) |
| 第5号議案 | 125,947 | 1,109 | 6 | (注)3 | 可決 (97.10%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上